

平成19年6月18日

事業主各位

日本金属プレス工業厚生年金基金

年金記録問題に関する社会保険庁の新対応策等に係るご周知のお願い

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当基金の事業運営につきましては、平素からご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、社会保険庁（以下「同庁」と略します。）の年金記録問題については、国会を初めとする各方面において議論されているところです。

このたび、この問題に対する同庁の新対応策等を国民の皆様によくご理解をいただき、散逸した記録の統合を早急に図るべく、裏面掲載の「年金記録問題に関する周知の協力要請について（平成19年6月1日付年企発第0601001号、厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長通知）」のとおり、基金に周知協力の要請がありました。

つきましては、業務繁忙の折誠に恐縮に存じますが、下記にご留意いただき、別紙のチラシ「あなたの年金記録をもう一度チェックさせて下さい」を送付いたしますので、貴社の役職員の皆様方にご供覧いただき、ご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 「被保険者証」又は「年金手帳」等の年金記録が複数生じる主な事例
 - (1) 何等かの理由によって、転職前の「氏名、性別、生年月日」等の個人を特定する基本記録と転職後の記録が相違しているため、記録を併合できない場合。
 - (2) 大学在学中に20歳で国民年金制度に加入し、卒業後新規採用され厚生年金保険に加入し、その後結婚退職の際に名字を改姓し国民年金制度に加入する等、複数の年金制度を渡り歩き、かつ、氏名（又はフリガナ）が相違する場合で、「年金手帳」が個々に交付された方がその「年金手帳」のいずれかを紛失されているとき。
※従って、高卒採用（国民年金制度に加入不要）の方が終身雇用の形態で、厚生年金保険制度に、年金の支給開始年齢まで加入していた方については、ご心配は無用と存じます。
2. 年金記録が散逸し不利益を受けないための自衛策
 - (1) 年金手帳の「国民年金の記録」及び「厚生年金保険の記録」並びに「備忘録」中の『年金を受けた方《脱退手当金を受けた日等》』及び『共済組合員であった方』の該当欄に、転職等の異動や変更の都度、ご本人自らご記入されるようお勧めいたします。
 - (2) 「給与明細書」又は「国民年金保険料納付済み証」等の保険料の納付を証する書類を保管されることをお勧めします。なお、「確定申告書(控)」又は「課税証明書」については、社会保険料控除の内、『雇用保険料』等が含まれるため、「備忘録」等その他の補完する資料を必要とされる場合がありますので充分にご留意ください。
 - (3) 同庁から送付される「ねんきん定期便（先ず35歳を対象とし順次全被保険者に拡大）」記載の年金加入記録等の情報とお手持ちの前二項の(1)及び(2)の資料と突き合わせするようお勧めいたします。
3. 別紙チラシ(pdf)等の「年金記録問題について」が掲載されている同庁のホームページ
<http://www.sia.go.jp/top/kaikaku/kiroku/index.htm>

写

年企発第0601001号
平成19年6月1日

厚生年金基金理事長 殿

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課長



年金記録問題に関する周知の協力要請について

厚生労働行政につきましては、日頃より格別のご配慮を賜り誠に有り難うございます。

さて、社会保険庁の年金記録問題については、現在各方面で議論されているところですが、社会保険庁においては、この問題について、国民の皆様幅広く理解いただけるよう、別紙の「あなたの年金記録をもう一度チェックさせて下さい」を作成したところです。

今般、社会保険庁より、年金記録問題に関する周知について協力要請がありました。

貴職におかれましては、ご多用中お手数ではありますが、このチラシを窓口に備え置かれますよう、また、掛金の納付書等を設立事業所の事業主宛に送付する際に当該チラシを同封するなど、その他適宜の方法があれば併せて請じていただきますよう、格段のご配慮方宜しくお願いいたします。

なお、チラシは、別途、各社会保険事務局・社会保険事務所から届けられますのでご承知おきます。

